一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県島尻郡久米島町
二　地域再生計画の名称　久米島町創業支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県島尻郡久米島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道檜山郡厚沢部町及び青森県三戸郡田子町
二　地域再生計画の名称　～首都圏発・北海道新幹線と津軽海峡で繋がる北海道厚沢部町・青森県田子町～食と観光連携によるビジネス創造事業に関する地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道檜山郡厚沢部町及び青森県三戸郡田子町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市の全域
二　地域再生計画の作成主体の名称　人材育成（「大人の社会塾」事業）による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県弘前市並びに南津軽郡大鰐町及び田舎館村並びに佐賀県嬉野市
二　地域再生計画の名称　地域クリエイターと連携した新たな担い手育成及びコンテンツ等開発プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県弘前市並びに南津軽郡大鰐町及び田舎館村並びに佐賀県嬉野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県弘前市及び石川県加賀市
二　地域再生計画の名称　都市と地方をつなぐ就労支援カレッジプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県弘前市及び石川県加賀市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県、宮城県、秋田県及び山形県
二　地域再生計画の名称　岩手・宮城・秋田・山形連携による未来を創るものづくり企業等イノベーション創出促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び山形県
二　地域再生計画の名称　東北の「ものづくり」をけん引する山形・宮城の「産業人材・地域づくり」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県及び山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び山形県
二　地域再生計画の名称　宮城・山形の魅力ある地域資源の輸出拡大による攻めの農林水産業推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県及び山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町並びに宮崎県日南市
二　地域再生計画の名称　自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町並びに宮崎県日南市の全域